（日本工業規格Ａ列４）

様式第11号（第11面）

第５面

31　（９）キャリアアップ措置の実績については、報告対象期間内において労働者派遣法で求められるキャリアアップ措置の要件を満たしているものを記載すること。その上で、事業主が独自に実施したキャリアアップ措置についても追加的に記載してもよいこと。

32　（９）欄の①欄の「キャリア・コンサルタント」とは、厚生労働大臣又は厚生労働大臣が指定する者が行う試験の合格者をいうこと。

33　（９）欄の①欄の「うち派遣元責任者との兼任状況」欄は、キャリア・コンサルティングの窓口担当者の計の内数を記載すること。

34　（９）欄の①欄の「キャリア・コンサルティングに関する職務経験･知見の有る者」欄について、「職務経験有り」とは、過去において職務としてキャリア・コンサルティングの経験がある者、職業能力開発推進者に就任したことがある者、人事部門で３年以上の経験を積んでいる者等をいうこと。また、「知見のある者」とは、過去においてキャリア・コンサルティング等についての職務経験はないがその知識を有する者をいう。

35　（９）欄の②欄については、①欄の担当者が行うキャリア・コンサルティングを受けた実人数を記載すること。

36　（９）欄の③欄については、訓練の種類別に訓練コース単位で記載すること。記載欄以上のコースがある場合、別紙に記載すること。

37　（９）欄の③欄の「訓練の内容等」欄には、「係長・課長就任研修」、「○○語研修」等訓練が特定できるよう具体的に記載すること。

38　（９）欄の③欄の「対象となる派遣労働者」欄については、該当する「種別」の番号を最大２つまで記載すると共に、「具体的な対象労働者」欄に「初めて派遣する労働者」、「待機中の派遣労働者」等、具体的に記載すること。この際、登録中の者は、キャリアアップに資する教育訓練の対象となる派遣労働者に含まれないことに留意すること。

39　（９）欄の③欄の「人数」欄には、報告対象期間内においてキャリアアップに資する教育訓練を実施した全ての派遣労働者数（延べ人数）を記載すること。

40　（９）欄の③欄の「１人当たりの平均実施時間」については、対象となる派遣労働者に対して実施した平均訓練時間を記載し、平均実施時間は報告対象期間内で当該訓練を実施した延べ時間を当該訓練を実施した延べ人数で割ることによって算出すること。対象となる派遣労働者に対して、ある訓練を１年目、２年目とそれぞれ段階ごとに行う場合は、１つの同じコースの中で、それぞれの年数の欄に記載すること。また、同一の派遣労働者に行う訓練であっても、２年目以降は１年目とは異なるコースに位置づける訓練等の場合は、２つ以上の異なるコースとして、それぞれの年数に応じた欄に記載すること。

41　（９）欄の③欄の１人当たりの平均時間の合計欄は、１年目、２年目と各年ごとに合計して記載すること。

42　（９）欄の③欄の「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「OFF-JT」とはそれ以外の教育訓練のことをいうこと。キャリアアップに資する教育訓練としてOJTを実施するに当たっては、派遣先と事前に調整等を行った上で計画的なOJTを実施しなければならないことに留意すること。

43　（９）欄の③欄の「訓練費負担の別」において、「１無償（実費負担なし）」とは、テキスト代等を含め教育訓練の全てを無償で実施することを、「２　無償（実費負担あり）」とは、テキスト代や材料費等の実費負担があるが原則として無償で実施することを、「3　有償」とは、これ以外をいうこと。

44　（９）欄の③の「賃金支給の別」において、「１　有給（無給部分なし）」とは、用意した全ての教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「２　有給（無給部分あり）」とは、自主的に実施する教育訓練については無給とする場合があるが原則として教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「３　無給」とは、教育訓練の実施時に給与を支払わない場合をいうこと。

45　（９）欄の③欄の「厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について１人当たりの平均実施時間の合計」については、「訓練の方法の別」についてが「１　計画的なOJT」又は「２　OFF-JT」、「訓練費負担の別」についてが「１　無償（実費負担なし）」、「賃金支給の別」についてが「１　有給（無給部分なし）」である等、法で定めるキャリアアップに関する要件を満たすもののみを合計したものであること。なお、フルタイム勤務の者であつて１年以上の雇用見込みのあるものについては、１年で概ね８時間以上である必要があることに留意すること。

46　（９）欄の③欄については、上記45を満たさないものであっても派遣労働者のキャリアアップに資すると事業主が実施したすべての訓練について記載すること。ただし、上記45を満たしていない場合、都道府県労働局による指導の対象となる可能性があることに留意すること。

47　（９）欄の③欄の「「キャリアアップに資する教育訓練」に支払った賃金額（１人１時間当たり平均）」については、キャリアアップに資する教育訓練時に支払った賃金の平均額を記載すること。